

寄附金税額控除をご存知ですか？

千葉市社会福祉協議会は、
「税額控除対象法人」の証明を受けております。



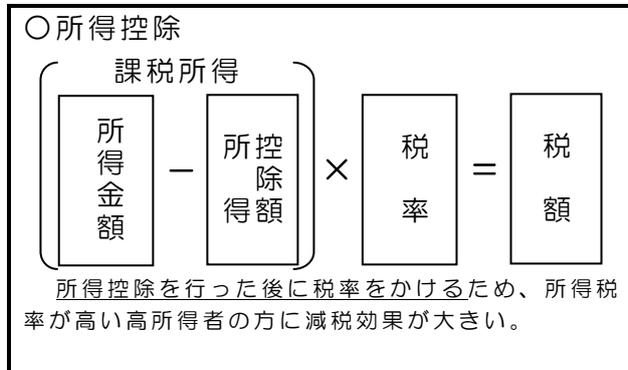
個人の方によるご寄附など（以下、「寄附金等」という。）については、「税額控除対象法人」としての証明を受けている社会福祉法人へ寄附金等を支出した場合に、「所得控除制度」に加え、「税額控除制度」との選択適用ができます。

本会は、税額控除対象法人としての証明を千葉市から受けておりますので、本会への寄附金等は対象となります。

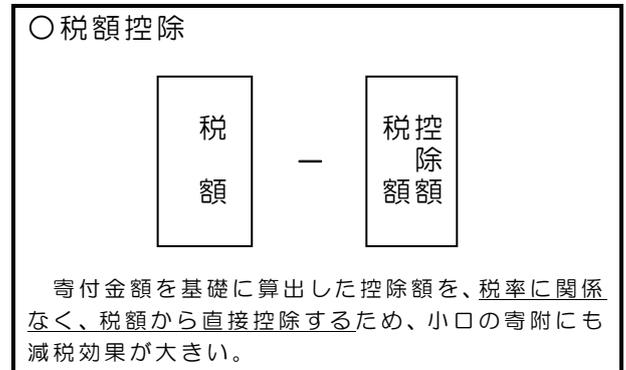
「税額控除制度」とは

所得税額から一定の金額を控除する制度で、所得税率の高い高所得者に減税効果が高いこれまでの「所得控除制度」と比べ、個人による小口寄附者への減税効果が高いことが特徴です。

【これまでの寄付金控除制度】



【新たな寄附金控除制度】



【寄附金税額控除の計算方法】

(税額控除対象寄付金(※1) - 2,000円) × 40% = 控除対象額(※2) (所得税額から控除)

※1 税額控除対象寄附金とは、税額控除対象法人への寄附金等の額です。（本会は税額控除対象法人です。）寄附金等の支出額が、総所得の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄付金となります。

※2 控除対象額は、所得税額の25%が限度となります。

「税額控除制度」の適用をうけるには

本会から寄附金等をいただいた際にお渡しいたします「領収書」と「税額控除に係る証明書（写）」を添付して申告して下さい。

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

あなたの善意が実ります

皆さまからいただいたご寄附は、本会が皆さまとともに進めている地域福祉活動の財源として活用しています。

企業や団体の創立記念日や開店記念、各種チャリティ・バザーの収益金、お祝いごとや香典返しの一部など、金額の多少にかかわらず、皆さまの善意によるご寄附をお待ちしております。

<寄附金の税制優遇措置について>

社会福祉法人などの特定公益増進法人に寄附を行う場合には、税制上の優遇措置があります。

- 個人の方は、所得税に係る「寄附金控除」の対象になっており、「税額控除」と有利な方を選択できます。
- 法人の場合は、一般の寄附金とは別枠で損金の額に算入することができます。
- 相続や遺贈によって受けた財産を寄附した場合は、その分は相続税の対象外となります。

